

令和 7 年 1 月
富士市農業委員会会議 議事録

1 開催日時 令和 7 年 1 月 10 日(金) 午前 9 時 30 分から 10 時 20 分

2 開催場所 富士市役所庁舎 9 階 第二委員会室

3 委員の出席及び欠席

	出	席	欠席	
農業委員会会長	○		17 番	渡邊 萬里
農業委員会会長職務代理者	○		1 番	望月 稔
農業委員	○		2 番	望月 英俊
〃	○		3 番	田村 英俊
〃	○		4 番	高井 修一
〃	○		5 番	谷津倉 寛
〃	○		6 番	笹古 時男
〃	○		7 番	渡邊 武敏
〃	○		8 番	近藤 敏男
〃	○		9 番	鈴木 一孝
〃	○		10 番	新舟 進
〃	○		11 番	長尾 忠
〃		○	12 番	佐野 隆洋
〃	○		13 番	佐藤 正職
〃	○		14 番	渡邊 哲史
〃	○		15 番	太田 篤子
〃	○		16 番	安藤 公男
〃	○		18 番	後藤 環
〃	○		19 番	藤田 哲哉

4 農業委員会事務局職員

事務局長 原 清浩
統括主幹 深澤 公保
主 査 武内 清高
主 査 市川 由美恵

5 議事

(1) 農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について

【 会 長 】

まず、議事に先立ち、会長より議事録署名人を指名いたしますが、指名しても、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議がないと認め3番田村英俊君、4番高井修一君の両名を、本日の会議の議事録署名人に指名いたします。次に、本日の会議書記につきましては、農業委員会事務局職員の市川主査を指名いたします。

それでは、次第4の議事に入ります。

議事(1)「農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項」について」ですが、これにつきましては先に配布してあります「富士市農業委員会会議議案」のとおり審議を進めます。

お手元の議案3ページ、議第1号「農地法第3条の規定による許可決定について」の審議から、報第3号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認書について」の報告までの計8件を順に議題に供します。

事務局に朗読させます。

【事務局】

（議案朗読及び説明）

【 会 長 】

最初に、議案5ページの議第1号「農地法第3条の規定による許可決定」について、審議をお願いします。

松野地区1番について事務局から説明願います。

【事務局】

（議案朗読）

【 会 長 】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

譲渡人は、農地を相続したが農業経験もなく、遠隔地に居住しているため耕作管理できない。譲受人は、今まで4年間、耕作管理をしてきており、申請地を取得し営農を継続していきたいとのことです。現地は、葡萄が植えられていました。山梨の葡萄農家へ1年間通って勉強したそうで、防虫防臭対策もしっかりされていました。周辺は住宅地や農地となっています。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【 会 長 】

次に、事務局から補足説明願います。

【事務局】

本案件は、全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。

【会 長】

松野地区1番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

松野地区1番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

次に、島田地区2番について事務局から説明願います。

【事務局】

(議案朗読)

【会 長】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

譲渡人と譲受人は、土地の形状が不整形であるため、双方の農地を交換し、使い勝手の良い形状に整形したい。譲渡人の会社は資材置場として利用し、譲受人は、本地でも引き続き稲作を行っていききたいとのことです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【会 長】

次に、事務局から補足説明願います。

【事務局】

本案件は、全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。

【会 長】

島田地区2番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

島田地区2番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

以上で、農地法第3条の規定による許可決定についての審議を終わります。

次に、議案6ページの議第2号「農地法第5条第1項の規定による許可決定」について、審議をお願いします。

北部地区1番について事務局から説明願います。

【事務局】

(議案朗読)

【会 長】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

申請の内容は、土採取及び農地造成です。令和4年1月に農地法第5条の許可が下りた一時転用(使用貸借)について、令和7年1月21日から3月20日まで延長したいということです。申請人の話では、土の中に想定以上の岩が含まれていたため、作業に遅れが出たそうです。ご審議のほどよろしく願いいたします。

【会 長】

次に、事務局から補足説明願います。

【事務局】

本案件については、すでに許可されている一時転用を延長するものでありますが、申請地は、生産性の低い農地と位置付けることができます。また、転用基準に照らして、許可要件をすべて満たすと考えます。

【会 長】

北部地区1番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

北部地区1番について、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

次に、北部地区2番について事務局から説明願います。

【事務局】

(議案朗読)

【会 長】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

譲受人は、本地を車輛置場(16 台)として利用したいということです。現在駐車場として借りている場所が撤去されることになり、次の候補地を探していたところ、譲受人の自宅近くにある申請地を見つけたそうです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【会 長】

次に、事務局から補足説明願います。

【事務局】

本案件の申請地は、街区の面積に占める宅地の割合が 40%を超える区域内にある農地であり、第 3 種の農地として考えることができます。また、転用基準に照らして、許可要件をすべて満たすと考えます。

【会 長】

北部地区2番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

北部地区2番について、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

以上で、農地法第5条第1項の規定による許可決についての審議を終わります。

次に、議案7ページの議第3号「非農地証明申請書の審議」について審議をお願いします。

吉永地区1番について、事務局から説明願います。

【事務局】

(議案朗読)

【会 長】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

申請地は、亡父の体調悪化に伴い、平成19年頃から耕作放棄地となった。平成29年に申請人が相続したときには既に山林となっていたが、農地法の理解が浅く、手続が必要であるという認識もなく、継続して放置してしまったということです。ご審議のほどよろしく願いいたします。

【 会 長 】

吉永地区1番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

吉永地区1番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。

次に、吉永地区2番について、事務局から説明願います。

【事務局】

(議案朗読)

【 会 長 】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

隣接する工場の拡張工事の為に、平成14年3月に農地法第5条の1年間の一時転用が許可されていた。農地法の知識も浅かったため、期間満了後も20年程度、通路としての使用を認めたため、農地への復旧が困難な状態となってしまったということです。ご審議のほどよろしく願いいたします。

【 会 長 】

吉永地区2番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

吉永地区2番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。

以上で「非農地証明申請書の審議」についてを終わります。

次に、議案8ページの議第4号「租税特別措置法第70条の6第1項適格者証明」についての審議をお願いします。

富士地区1番について、事務局から説明願います。

【事務局】

(議案朗読)

【会 長】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

相続人は、以前から申請地の耕作管理をしており、引き続き、水稻、梨、蔬菜類を栽培していく予定とのことです。ご審議のほどよろしく願いいたします。

【会 長】

富士地区1番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

富士地区1番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。

以上で「租税特別措置法第70条の6第1項適格者証明」についての審議を終わります。

次に、議案9ページの議第5号「農業委員会等に関する法律に基づく審議について」をお願いします。事務局から説明願います。

【事務局】

(説明)

【会 長】

ただいま説明のあった内容について、質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

「農業委員会等に関する法律に基づく審議について」ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。

以上で「農業委員会等に関する法律に基づく審議について」を終わります。

次に、議案10 ページからの報告案件について、事務局から報告願います。

【事務局】

(議案朗読)

【会 長】

次に、議案4ページの専決報告について事務局より報告させます。

【事務局】

(議案朗読)

【会 長】

以上で、議事(1)農地法の規定に係る申請の審議及び報告を終わりとします。

次に、議事(2)「富士市農業委員選任に関する意見について」の審議をお願いします。

原案について、事務局から説明願います。

【事務局】

配布しました資料、富士市農業委員会の委員候補者一覧表をご覧ください。こちらは、各地区の農業団体から推薦をいただいた方、市議会から推薦をいただいた方、富士市のホームページや広報誌で行った一般公募の方となります。任命自体は富士市長が議会の同意を得て行うのですが、農業者について詳しくないことから農業委員会に意見を求める形となっています。確認していただき、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【会 長】

事務局から原案についての説明がありました。原案についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

原案にご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、原案のとおりいたします。

以上で「富士市農業委員選任に関する意見について」を終わりとします。

次に、議事(3)「富士市農地利用最適化推進委員の任命に関する報告について」事務局から報告させます。

【事務局】

(説明)

【 会 長 】

事務局からの説明についてご質問ございませんか。

(質問なし)

それでは、報告にあったとおり手続きを進めさせていただきます。

以上で、議事(3)「富士市農地利用最適化推進委員の任命に関する報告について」を終わりとします。

次に、次第5の報告事項に移ります。

報告事項として、「農用地区域の変更除外について」農政課より報告願います。

【農政課】

(説明)

【 会 長 】

農政課からの報告が終わりました。このことにつきまして、ご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、異議なしとします。

以上で次第5、報告事項を終わりとします。

議事等はすべて終了しました。

令和7年1月10日

農業委員会会長

同 委員

同 委員
